

外国籍の方を雇用している事業主の皆さまへ！

「外国人雇用状況届出」の提出を お忘れではありませんか？

1 届出は、「雇用保険被保険者」だけではありません！

- 外国人雇用状況の届出は、雇用保険の被保険者とならない短期のアルバイト等の場合でも届出が必要となりますのでご注意ください。
- 届出を怠ると、**30万円以下の罰金**が科せられます。

2 「退職した場合」も手続きが必要ですのでお忘れなく！

- 雇入れだけでなく、「**退職した場合**」の手続きも必ず届け出る必要があります。
アルバイト等で雇入れの届出をした後、その方が、「**退職した場合**」に届出をお
忘れの事例が見受けられますのでご注意ください。

3 届出はハローワークの窓口または電子申請でお届けください！

- 雇用保険被保険者の届出（取得・喪失）をする外国人については、「**雇用保険被保険者取得届・喪失届**」の用紙に記載することにより同時に届出することができます。
- 雇用保険被保険者の届出が必要ない場合は、「**外国人雇用状況届出書（様式第3号）**」
又は「**電子申請**」により届出が可能です。

※届出について、くわしくはハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html

外国人労働者の雇入れおよび離職の際に 氏名、在留資格等について ハローワークへの届出が必要です

届出事項および届出方法

雇用保険の被保険者である外国人の場合

●届出事項

- ①氏名 ②在留資格 ③在留期限 ④生年月日
- ⑤性別 ⑥国籍 ⑦資格外活動の有無※
- ⑧在留カード番号 ⑨雇入れに係る事業所の名称及び所在地※
- ⑩賃金その他の雇用状況に関する事項※
- ⑪住所※
- ⑫離職に係る事業所の名称及び所在地※

※⑦⑨については雇入れ時のみの届出事項

⑩⑪⑫については離職時のみの届出事項

●届出方法

雇用保険被保険者資格取得（喪失）届の所定欄に、②在留資格、③在留期限、⑥国籍、⑦資格外活動の有無を記載して届け出ることができます。

●届出先ハローワーク

雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク。

●届出期限

雇入れの場合は翌日10日まで。

雇用保険の被保険者でない外国人の場合

●届出事項

- ①氏名 ②在留資格 ③在留期限 ④生年月日
- ⑤性別 ⑥国籍 ⑦資格外活動の有無※
- ⑧在留カード番号 ⑨雇入れまたは離職年月日
- ⑩雇入れまたは離職に係る事業所の名称、所在地等

※⑦については雇入れ時のみの届出事項

●届出方法

届出様式に、①～⑩までの届出事項を記載して届け出てください。届出様式はハローワークの窓口でお配りしているほか、ホームページからダウンロードすることができます。

●届出先ハローワーク

当該外国人が勤務する事業所施設（店舗、工場等）の住所を管轄するハローワーク。

●届出期限

雇入れ、離職の場合とも翌月末日まで。